平成２３年（フ）第３００号
静岡市駿河区丸子２丁目15番　Ｊ７―403号
債務者　今西　友子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３４号
愛知県知立市谷田町本林１丁目10番地６　パレス三宝Ｂ―７号
債務者　佐藤祐次郎
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月４日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２５４号
愛知県豊田市広田町稲荷山18番地12　Ｓｕｒｐｌｕｓ　Ｏｎｅ　Ｓｕｚｕｋｉ207
債務者　山下有美江
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月４日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続廃止

平成２３年（フ）第１２２号
千葉県松戸市新松戸北１丁目20番地の９　エスポワール新松戸502号
破産者　板倉　潤一
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５５０号
東京都新宿区新宿１丁目10番５号
破産者　ゼンシャル株式会社
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５５１号
東京都小金井市貫井南町１丁目14―20
破産者　相場　　宏
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５９号
島根県飯石郡飯南町野萱837番地
破産者　岡田　和昭
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３９７７号
札幌市西区琴似２条３丁目１番３号
破産者　有限会社ナミックス
1　決定年月日　平成23年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７０７号
埼玉県所沢市東所沢１丁目４番７号
破産者　有限会社大基コーポレーション
1　決定年月日　平成23年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１２８号
埼玉県富士見市鶴瀬西３丁目14番８号
破産者　有限会社湯本デザイン
1　決定年月日　平成23年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１８６２５号
東京都豊島区上池袋１丁目39―10―901
破産者　榎本　高文
1　決定年月日　平成23年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８８０号
東京都港区赤坂２丁目12番33号
破産者　株式会社テクノソール
1　決定年月日　平成23年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７７号
静岡県田方郡函南町仁田25番地の11
破産者　有限会社ダイユー
1　決定年月日　平成23年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２０年（フ）第１０７号
滋賀県野洲市行畑２丁目18―29、開始決定時の住所滋賀県野洲市行畑１丁目14番21―203号メゾンＧＴ
破産者　松山　恵亮
1　決定年月日　平成23年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６９号
大津市一里山５丁目36番41号
破産者　有限会社イスタ
1　決定年月日　平成23年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５７号
京都府京丹後市網野町島津3021番地の１
破産者　アミノ振興株式会社
1　決定年月日　平成23年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第２８２８号
札幌市豊平区月寒西２条４丁目１番18号
破産者　竹中建設株式会社
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７５号
北海道虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉６番地
破産者　株式会社トーヤ温泉ホテル
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第１０号
北海道伊達市末永町81番地
破産者　有限会社サン
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第６２９号
青森県上北郡野辺地町字野辺地24番地１
破産者　有限会社藤谷時計店
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係